

# 申請により私立高校(全日制定時制)の授業料の負担が軽減されます!

授業料負担軽減額は

- ①国の就学支援金
  - ②東京都の授業料軽減助成金
- 合わせて最大で **48万4,000円**※



- ▶ 所得に関わらず、授業料負担軽減を受けることができます
- ▶ ①と②は、それぞれ別に必ず申請が必要です  
申請がない場合は、助成金を受給できません
- ▶ ①と②の内訳は、申請者の所得により異なります(下図区分)  
どの区分に該当するかを判定するため、  
**全ての申請者について所得の確認**があります

世帯年収(目安)の区分	約910万円以上	②都の授業料軽減助成金 6~7月申請 484,000円
	約910万円未満 約590万円	①国の就学支援金 4月・7月申請 118,800円 ②都の授業料軽減助成金 6~7月申請 365,200円
	約590万円未満	①国の就学支援金 4月・7月申請 396,000円 ②都の授業料軽減助成金 6~7月申請 88,000円

※ 48万4,000円の範囲内において、実際に負担した授業料額が上限となります



**助成を受けるためには、毎年度必ず申請が必要です**

- ◆ 授業料以外の教育費(学用品、教材費等)の負担を軽減する奨学給付金制度があります(所得要件あり)
- ◆ 入学時に必要な費用のうち25万円を無利息でお貸しする「入学支度金貸付制度」があります(制度の有無、貸付額は学校により異なります)

○ 令和6年1月時点の報道内容をもとに当協会がまとめたものです。  
○ 申請手続等の詳細については、4月以降、東京都・(公財)東京都私学財団・各学校からお知らせします。